

大会宣言文

本連合会は肢体不自由の子供を抱える保護者が互いに手を携え、「わが子が学ぶ肢体不自由特別支援学校の教育がより良いものになってほしい」という願いを胸に、その輪を大きくしながら今日に至っています。

本連合会は68年の歴史の中で「学校に通えるようになったならその環境を良くしたい」、「環境が整ったら充実した教育を受けさせたい」、「教育でつけた力を活用して障害があっても特別支援学校卒業後も地域で豊かに生活させたい」と、私たち保護者のあたりまえの思いや願いを絶やすことなく脈々とつなぎ、願いを形にできるよう活動してきた歴史があります。

私たちは、どのような状況であっても今できる事を考え、私たちの思いを途切れることなく国や地域に届け続けてきたことを誇りとし、引き続き歩み続けます。

国の動向をみましても、令和3年1月に中央教育審議会が「令和の日本型学校教育の構築を目指して」の答申を発出、同年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行、令和4年6月に「改正児童福祉法」、12月に「障害者総合支援法の一部改正法」が成立、そして令和5年4月には前年6月に成立した「こども基本法」が施行、同時に「こども家庭庁」が発足、同年6月には「こども未来戦略方針」が閣議決定するなど、共生社会の実現を目指し、特別支援学校のみならず、学校全体の制度改革、社会全体の支援体制づくりが着実に進められています。

このような流れの中で、学校の果たす役割は極めて大きいと考えます。本当に必要な支援や制度制定にたどり着くためには、学校教育の一端を担っている私たち保護者そして全肢P連の果たす役割も非常に大きいものと考えます。PTAの基盤は「つながり」です。その真ん中には子供たちがいます。PTA活動が敬遠されがちな昨今ですが、私たちには「つながり」が不可欠です。一人一人の声は小さくても、全国の皆様の声を一つにすることで日本中に響かせることができるはずです。地域が違ってもしっかり一つ。自分を知り、相手を知り、互いに手を携えてまいりましょう。全国大会はそのためにあるのだと思います。

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会ならびに全国特別支援学校肢体不自由教育校長会は、令和7年8月20日（水）・21日（木）に第68回PTA・校長会合同研究大会を『大阪大会』として開催いたしました。「肢体不自由のある子どもたち一人一人の生きる力を育むために、PTA活動はどうあるべきか ～なにわともあれ 友とつながり 共にいきる 大阪から愛と笑顔かがやく未来へ～」を主題に研究協議を重ねることができました。また、この大阪大会は、近畿地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会ならびに近畿地区特別支援学校肢体不自由教育校長会の夏季合同研修会も兼ねて開催いたしました。

全国大会が近畿地区で開催されましたのは、令和元年度の奈良大会以来のことです。昭和から平成へと受け継ぎ、培ってきた全国の連帯感を、新たに始まった令和の時代に確実に引き継いで子供たちの未来に繋いでいきたいという強い思いを、奈良の地で全員で共有しました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止やオンライン開催を余儀なくされたり、開催の地が大地震に見舞われたりという苦難が続きました。このような中で、私たちは、人と人とが繋がる大切さ、直接顔を合わせてお話しすることで生まれる豊かな気持ちを改めて感じるすることができました。

また現在、「大阪・関西万博」が開催中ですが、同じ年に大阪大会と万博が重なったことは偶然ではないように感じています。万博が、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無に関わらず、誰一人取り残さないインクルーシブな社会の実現をめざしているからです。子供たちの輝く未来のために、この大阪での出会いを大切に、これからも皆で手と手を取り合って歩んでいきましょう。

子供たちが意欲的に学び、社会に安心して巣立っていく環境と支援の輪を充実させるために、校長会、国、関係団体との連携を密にして、全肢P連として以下10の具体的取組をここに宣言します。

- 一、将来の自立と社会参加に向けて、就学支援ファイル、個別の教育支援計画及び移行支援計画の教育系支援計画と障害福祉計画に基づいた各支援計画（サービス等利用計画や障害児支援利用計画等）を効果的に融合し、ライフステージごとに策定・引き継ぎができるよう、「家庭支援」「兄弟姉妹支援」を含めた障害児者とその家族に対する就学前から卒業後までの切れ目ない支援体制整備充実に向けて働きかけていきます。
- 一、インクルーシブ教育システム構築のために、学校において障害のある子供と障害のない子供が共に活動する交流及び共同学習の場を増やし、近い将来社会を担う子供たちの「心のバリアフリー」を育み、ひいては社会全体の意識を変えていく教育の充実を求めています。
- 一、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に基づき、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で十分な学校教育を受けられるよう、また、保護者の負担が軽減されるよう、看護師等の適正配置、通学手段をはじめとする体制整備を、教育・医療・福祉の関係者等社会全体で支えていくことを求めています。
- 一、障害のある子供が等しく教育を受ける権利を確立するために、義務教育国庫負担制度及び特別支援教育就学奨励費制度の堅持・充実とその財源を確保し、肢体不自由教育の専門性が保たれるように研修制度や教員養成制度の改善を求めています。
- 一、自然災害等に備えて、学校、家庭、関係機関と連携・協力し、総合防災マニュアルの策定、災害時個別避難計画の作成、さらに感染症流行時に障害のある子供の学びと命が守られるなど、地域社会において障害のある子供がいついかなる時も安心して、安全な生活ができるよう必要な施策の実現を働きかけていきます。
- 一、特別支援教育の一層の充実のために、特別支援学校は、その専門性を活用して近隣の幼稚園や小・中・高等学校への相談支援や巡回指導などのセンター的機能を十分発揮できるよう、特別支援教育コーディネーター、およびスクールソーシャルワーカー等の増員と専門性を求めています。

一、ICT機器は肢体不自由の児童生徒にとって学びの可能性を広げ社会を広げるための重要なツールです。GIGAスクール構想によってその成果が児童生徒一人一人に十分いきわたるように、ICT支援員の十分な配置と教職員との連携システム、児童生徒一人一人に応じた補助具や補助機器の予算化を求めています。

一、肢体不自由児や医療的ケアの必要な障害児者が利用できる、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や通園、放課後等デイサービス、短期入所、通所施設の整備と、障害の程度に応じたグループホームや重度障害者が安心して生活できる入所施設の確保により、全ての肢体不自由障害児者が地域で安心かつ充実した生活ができるよう、居場所づくりの拡充を求めています。

一、関係省庁間の連携を働きかけながら卒業後も学び続ける喜びと働くことへの希望をもって自分らしく豊かに生きていけるよう、障害の程度等に応じた生涯学習やキャリア発達を支援するための環境整備を求めています。

一、共生社会実現のため公共・民間の施設・交通機関のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを活用した建物や設備の整備が進むよう働きかけていきます。

令和7年8月

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会